

令和 2 年 10 月

(第 1 回)

京 都 府 教 育 委 員 会 会 議 録

1	開 会	令和 2 年10月 2 日	午後 3 時
	閉 会	令和 2 年10月 2 日	午後 4 時 5 分

2 出席委員等

橋 本 教 育 長	小 畑 委 員	安 藤 委 員
-----------	---------	---------

千 委 員	安 岡 委 員	藤 本 委 員
-------	---------	---------

3 欠席委員

なし

4 出席事務局職員

前川 教育次長

山本 教育監

大路 管理部長

山口 指導部長

石澤 総務企画課長

仲井 教職員人事課長

栗山 学校教育課長

山田 特別支援教育課長

下村 総務企画課主幹兼係長

岡 総務企画課副主査

5 議事の概要

(1) 開会

教育長が開会を宣告

(2) 前会議録の承認

9月分の会議録について、全出席委員異議なく、これを承認した。

(3) 報告事項

ア 陳情・請願の受理状況について

(ア) 向日が丘支援学校の改築とともに寄宿舍の充実・発展を求める要請署名について

【山田特別支援教育課長の報告】

○ 9月16日に「向日が丘支援学校の改築を考えるつどい」から提出された「向日が丘支援学校の改築とともに寄宿舍の充実・発展を求める要請署名」について報告する。

署名数は2,502筆であるが、平成30年度、令和元年度においても同様の内容で提出されており、署名数は合計で19,663筆である。

要請事項は3項目あり、1つ目は「向日が丘支援学校の校舎改築への早期着工並びに着工に当っては府民の声を聞くこと。」、2つ目は「同校の寄宿舍をなくすことなく、充実・発展をさせること。」、3つ目は「障害者権利条約が生きる地域づくりを進めること。」となっている。

次に要請事項について説明する。

1つ目の向日が丘支援学校の校舎の改築については、平成30年度に「改築基本構想検討会議」を設置し、地元の教育、福祉分野の関係者、保護者代表等から意見を伺い、さらに、教職員や保護者にはアンケート調査を行い、昨年度、改築基本構想を策定した。

現在は基本設計を行っているところであり、来年度にかけて、基本・実施設計を行うこととしている。また、設計にあたっては、教職員・保護者の意見を聴取しながら進めていく考えである。

2つ目の寄宿舍に関しては、学校から遠隔地に居住するなど、自宅からの通学が困難な児童生徒を対象に就・修学を保障するために設置したものであるが、寄宿舍へ入舎することは、集団生活の経験を通じて規則正しい生活リズムを整え、社会性を身につけるなど、一定の効果はあるものと考えている。

現在、向日が丘支援学校以外の府立特別支援学校において、寄宿舍を設置している学校は、盲学校、聾学校、聾学校舞鶴分校、丹波支援学校、与謝の海支援学校である。

向日が丘支援学校は、昭和42年に肢体不自由養護学校として開校したが、その後、丹波支援学校や南山城支援学校などの特別支援学校の設置が進み、現在は乙訓地域の向日市、長岡京市及び大山崎町の知的障害児童生徒及び肢体不自由児童生徒を受け入れる学校となっており、寄宿舍については、通学支援としての役割から福祉的なニーズや社会的自立につながる体験へのニーズに対応するといった役割に変化してきている。

こうしたことを踏まえ、今回の改築にあたっては、寄宿舍は設置しないこと

としている。なお、生活習慣の確立や他者との関わりなど、児童生徒の発達や自立等については、自立活動を始めとした教育活動全体で取り組んでいるところである。

改築後の校舎にあつては、現校舎にはない集団で宿泊ができる集団生活型生活実習室並びに高等部の生徒を対象とする一人暮らし体験型生活実習室を整備することとしており、寄宿舍が果たしてきた成果も踏まえ、こうした形で全ての児童生徒を対象とした教育活動の充実を更に推進していきたいと考えている。

向日が丘支援学校改築の今後の予定については、令和2年度及び同3年度に基本・実施設計、令和4年度に解体実施設計、令和5年度から解体工事、令和6年度から建設工事を行うこととしている。

なお、改築中は、工事に伴う騒音や安全対策として、児童生徒の授業等に支障がないよう仮移転を行うこととしている。

仮移転の時期については、解体工事が始まる令和5年度を予定しており、仮移転先については、本年2月にも報告したが、済生会京都府病院を候補地として事務を進めているところである。

仮移転先については、寄宿舍を設置せず、改築基本構想を踏まえた教育活動をスムーズに進めていくための施設整備を検討していくこととしている。

また、長岡京市が計画している「共生型福祉施設構想」によるグループホームや短期入所施設等とも連携・協力し、地域の住民として豊かに生活できるよう進めていきたいと考えている。

【質疑応答】

○ 安藤委員

向日が丘支援学校の校舎の改築工事が完成するまで数年を要するが、老朽化した校舎に関して、今の段階で使いにくい、何かが足りないなどの声は届いているか。

○ 山田特別支援教育課長

空調の調子が悪いなどの声は聞いており、しばらくは現校舎を使用するため、可能な限りの改修を行う予定であるが、大きく不備な点があるとは聞いていない。

○ 安岡委員

卒業生も多数おられると思うが、向日が丘支援学校卒業生の同窓会など、卒業された方の声を聞くことも良いと思う。

○ 藤本委員

寄宿舍については、無くすことなく充実・発展させてほしいという声が根強くあるようだが、こうした意見に対し、要請者側にその説明ができているのか。現段階で説明できていなければ、今後、そういった説明を行う予定はあるのか。

○ 山田特別支援教育課長

改築基本構想の策定に当たって、保護者代表等から改築後の向日が丘支援学校をどのようにしていくのかといった意見をいただき、また、改築基本構想を策定した以降もその内容について、例えば、生活実習室ではどのような取組をするのかといったことなどを含め、保護者等に説明している。

さらには、基本・実施設計等を今進めているところであるが、いろんな機会を捉え、その内容等について説明し、意見を聞きたいと考えている。

○ 藤本委員

今後とも皆さんに丁寧に説明し、意見を聞きながら進めていただくようお願いする。

イ 令和3年度京都府公立学校教員採用選考試験の結果について

【仲井教職員人事課長の報告】

- 令和3年度京都府公立学校教員採用選考試験については、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策により、第一次試験、第二次試験の内容を組み替えるほか、試験会場の消毒、三密回避等を行いながら実施し、予定どおり、採用候補者名簿への登載が終了し、先日9月23日に合格発表を行った。

試験の実施に当たっては、試験制度の工夫・改善を継続することにより安定した人材確保を図り、採用予定者数は400名程度としていたが、昨年度に引き続き、採用予定者数を上回る451名を名簿登載した。

校種別の名簿登載者数では、小学校については、今後の退職者が減少傾向にあるため、昨年度より30名少ない145名を名簿登載した。

一方、高等学校は、今後において大量退職のピークを迎えるため、昨年度より28名多い109名を名簿登載した。

また、特別支援学校についても、この間の児童生徒の増加により、昨年度より10名多い55名を名簿登載した。

次に今回の試験においては、特徴的な内容が2点ある。

1点目は、これからの教育改革に対応するために多様な人材を確保するに当たり、小学校志願者で中学校又は高等学校の教員免許状所有者は加点し、結果として、英語免許状所有者16名、英語以外の教員免許状所有者64名、合わせて80名を名簿登載した。そのほか、小学校志願者で特別支援学校の教員免許状所有者を30名、中学校の数学、技術等志願者で高等学校情報の教員免許状所有者を5名、スペシャリスト特別選考で中学校保健体育科を1名名簿登載した。

2点目は、優秀な教員を確保するため、京都府では教員を目指す大学生を対象として、大学3回生の冬から「教師力養成講座」というセミナーや現場実習を実施しており、その修了者80名の中から60名を合格者として登載した。そのほか、大学からの推薦という制度を設けており、そこから22人を登載した。

その他、今回の採用選考試験における教科別の受験者数、採用候補者名簿登載者数については、配付資料のとおりである。

【質疑応答】

○ 小畑委員

名簿登載者のうち、どれくらいの割合の者が実際に教員に採用されているのか。前年度はどうだったのか。

○ 仲井教職員人事課長

前年度にあつては、採用辞退者が22人であつた。辞退者は例年20人前後である。辞退の理由としては、主に他府県との併願が多い。今年度においても、20人前後の辞退者があると見込んで名簿登載を行っている。

○ 小畑委員

今回は、名簿登載者が451名で、辞退者を約20名と想定すれば、採用は約430

名となるが、そうした場合、採用予定者数の400名程度を約1割超えた人数が採用となるため、人数的に余裕のある名簿登載をしたと考えてよいのか。

○ 仲井教職員人事課長

そのとおりであるが、一方で今は講師が不足し、苦慮している状況であるため、そういったところも含め、余裕を持った名簿登載としている。

○ 小畑委員

教員の働き方改革や教育の充実という観点から見れば、一定の能力を有しているとして、採用予定者数より多めに採用するというのはいつの対策である。

一方、採用人数が当初の予定者数よりも増えることは、予算関係で問題はないのか。

○ 仲井教職員人事課長

財政当局と協議の上で行っている。

○ 橋本教育長

正規の教員が増えれば、定数内の臨時的任用講師が減ることになる。初任者の場合、正規の教員と講師の給与はほとんど変わらず、そういう意味ではあまり影響はないと思う。

○ 千委員

スペシャリスト特別選考では1名が名簿登載されているが、スペシャリストとしての能力を有する者は1名のみであったということか。

○ 仲井教職員人事課長

スペシャリストの志願者は保健体育の教科が多く、選考の結果、中学校の保健体育の教科で1名名簿登載を行った。

○ 橋本教育長

特に保健体育の教科では、従来から五輪出場や国体での優勝経験等、かなりレベルの高い者がスペシャリストに相応しいという見方があったが、今回はそのレベルの志願者はいなかったものの、1名がスペシャリストのレベルに達したため合格に至ったということである。

○ 藤本委員

新型コロナウイルス感染者と濃厚接触者となった場合は2週間出勤できなくなると思うが、その対応を見越し、今回の採用候補者名簿には登録されていない別の登録者というものがあるのか。若しくは、最終的に合格していない1次試験合格者等による別の講師登録というようなものがあるのか。

○ 仲井教職員人事課長

教員定数は児童生徒数の増減により、年度末まで変動するという特質がある。名簿登載者は正規職員として採用する者であるが、実際の人事配置の中で、正規職員が不足した場合や、急に増員が必要な場合は、講師を臨時的任用という形で採用する。臨時的任用については、採用試験で合格に至らなかった者等も含め講師登録制度をとっており、登録者の中から必要に応じて任用している。

○ 安岡委員

スペシャリスト特別選考では、保健体育以外の教科でも採用するのか。

○ 仲井教職員人事課長

今年度は、理科と情報の教科においてもスペシャリストを募集した。

保健体育と理科の教科で3～4名を採用するのがここ数年度の形であったが、今回については、理科の志願者が合格に至らなかったものである。

【山口指導部長の報告】

- 本調査は、「京都府いじめ防止基本方針」に基づき、いじめはどの子どもにも、どの学校にも発生することと捉え、児童生徒の「嫌な思いをした。」ことを幅広く丁寧に把握し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応につなげていくことを目的として平成25年度から実施している。

調査対象は、京都市立学校を除く全ての公立小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校の全児童生徒としており、調査方法は、全ての児童生徒を対象としたアンケート調査及び個別の聞き取りにより行っている。ただし、小学校低学年や特別支援学校の児童生徒については、アンケートによらず、聞き取りによる調査も可能としている。また、長期欠席者については、家庭訪問等によりきめ細かな状況把握に努めている。

調査は、年度内に2回、学校の実情に応じた適切な時期に実施し、ベースとしては1学期の調査を1回目、2学期の調査を2回目としている。

結果の集計は、例年、認知したいじめ事案に対し、解消、未解消、重大事態に分類しての報告を求めているが、本年度1回目の調査については、解消したか否かの報告を求めないこととした。

その理由は2点あり、1点目は、本年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、学校の課業期間が例年と異なり、また、地域によっても異なることから、この段階でいじめが解消したかどうかを調査するよりは一定の期間を置いた上で調査する方が適切であると考えたこと。2点目は、新型コロナウイルス感染症の影響による学校休業などにより、児童生徒は自宅にいる時間が長くなり、また、学校が再開後も感染防止の対策上、三密に配慮した中での教育活動となっており、この状況が子どもたちの心身にどのような影響を及ぼしたかについて、注視していく必要があると考えており、認知したいじめ事案に対する解消、未解消に関わらず、丁寧にきめ細かく対応していくことが大切であると考えたためである。

したがって、今回認知したいじめが解消したか否かについては、改めて報告する予定である。

次に、調査結果の概要について、まず、小・中学校から報告する。

小・中学校は、学校数297校、在籍者数88,662人で、調査人数は88,209人で在籍者数の99.5%である。

未調査人数は453人で在籍者数の0.5%である。未調査人数のうち、前回の調査に引き続き未調査となっている児童生徒数は234人で在籍者数の0.26%である。

アンケートの方法は、府で様式を示しているが、市町（組合）教育委員会又は学校独自の様式も可能としている。また、基本的に記名式としているが、市町（組合）教育委員会の判断で無記名も可能としている。府の様式を活用している学校については、小学校は180校で全体の90.0%、中学校は86校で全体の88.7%である。

小学校のいじめの認知件数は、7,912件で、調査児童数58,664人の13.5%であり、前年度1回目調査の11,086件と比べ3,174件減少した。なお、小学校における重大事態の報告はなかった。

中学校の認知件数は、742件で、調査生徒数29,545人の2.5%であり、前年度1回目調査の1,170件と比べ428件減少した。なお、中学校においても重大事態の報告はなかった。

いじめの態様は、小・中学校とも、昨年度と同様に一番多いのが、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。」であり、小学校4,097件、中学校430件であった。

次に多いのが、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。」であり、小学校2,081件、中学校135件であった。

小学校の未調査児童は249人であり、主な未調査理由は、「フリースクール等の学校以外の施設に通所」が159人で全体の63.9%、「保護者や児童生徒が調査に応じられる状況にない。」が61人で全体の24.5%、「保護者とは接触できるが、本人に会うことができず、その状況が把握できない。」が14人で全体の5.6%となっている。また、「その他」が10人であるが、その理由は、「保護者が外国籍で、児童も保護者の母国に一時帰国している。」等である。

中学校の未調査生徒は204人であり、主な未調査理由は、「フリースクール等の学校以外の施設に通所」が100人で全体の49.0%、「保護者とは接触できるが、本人に会うことができず、その状況が把握できない。」が49人で全体の24.0%、「保護者や児童生徒が調査に応じられる状況にない。」が47人で全体の23.0%となっている。また、「その他」が4人であるが、その理由は、「保護者が外国籍で、児童も保護者の母国に一時帰国している。」等である。

未調査のうち、前回の調査に引き続き、未調査となっている児童生徒234人については、校種別には、小学校157人、中学校77人であり、その理由の大部分は「フリースクールに通っている者」で、そのほかに「保護者や生徒が調査に応じられる状況にない。」や「保護者とは接触できるが、本人に会うことができず、その状況が把握できない。」場合である。

続いて、府立高等学校、特別支援学校の調査結果の概要について報告する。

アンケート調査において、高等学校、特別支援学校ともに全校が、府の様式を活用しており、無記名で実施した学校は、高等学校、特別支援学校ともなかった。

認知件数は、高等学校の全日制課程147件、定時制課程20件で、通信制課程については、スクーリング等を活用して生徒にアンケート調査を行うなど、可能な範囲で調査を実施し、認知件数は1件であった。

特別支援学校については、小学部・中学部・高等部を合わせて、認知件数68件であった。なお、高等学校、特別支援学校とも重大事態の報告はなかった。

いじめの態様は、高等学校では、全日制・定時制・通信制を合わせて、一番多いのが、「ひやかしかからかい、悪口や脅かし文句、嫌なことを言われる。」が100件、次に多いのが、「パソコンや携帯電話・スマートフォンで誹謗中傷や嫌なことをされる。」が31件、続いて、「仲間はずれ、集団による無視をされる。」が18件であった。

特別支援学校におけるいじめの態様は、一番多いのが、「ひやかしかからかい、悪口や脅かし文句、嫌なことが言われる。」が35件、次に多いのが、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。」が21件であった。

高等学校全日制の未調査生徒は39人であり、主な理由は、「保護者とは接触

できるが、本人に会うことができず、その状況が把握できない。」が16人、41.0%、「休学中又は休学の手続中である。」が9人、23.0%、「進路変更（転学・退学）の手続中である。」が6人、15.4%となっている。

高等学校定時制の未調査生徒は14人であり、主な理由は、「休学中、または休学の手続中である。」が7人、50.0%で一番多い。

特別支援学校の未調査児童生徒は9人であり、主な理由は、「保護者とは接触できるが、本人に会うことができず、その状況が把握できない。」と「保護者や生徒が調査に応じられる状況にない。」がそれぞれ3人となっている。

高等学校の未調査生徒のうち、前回の調査から連続して未調査の者が高等学校で6人いるが、その多くが「休学中」の生徒である。

特別支援学校の未調査児童生徒のうち、前回の調査から連続して未調査の者が1人いるが、これは家庭の状況によるものである。

以上が、校種別のいじめ調査の集計結果の概要である。

結果からも分かるとおり、全ての校種において、いじめの認知件数は減少しているが、これは新型コロナウイルス感染防止に伴う臨時休業により、1学期の授業日数が例年より少なかったことが影響しているのではないかと考えている。また、学校再開後も、児童間・生徒間の接触をできるだけ回避する取組が進められたため、子ども同士が交わる機会が少なくなったことも要因の一つではないかと考えている。

各学校では、休業期間中から定期的・計画的に家庭訪問や電話連絡等により、児童生徒の生活の様子を把握するよう努めてきたが、2学期以降もコロナ禍による状況が、子どもたちの生活に様々な影響を及ぼしてくると考えられ、認知件数の数字上の減少に安堵することなく、引き続き、長期的な視点で児童生徒に寄り添っていくことが必要であると考えている。

さらに、いじめ態様については、お互いに直接接触しない場合でも起こり、また、表面上見えにくいところもある、「パソコンや携帯電話・スマートフォンで、誹謗中傷や嫌なことをされる。」と回答した者が、中学校と高等学校において若干の増加がみられ、臨時休業により家庭における生活時間が長くなる等の生活環境の変化に伴う影響が現れているものと考えられる。認知された事案について、十分な聞き取りを行い、家庭との協力のもと、指導を進めることが大切であると考えている。

最後に、繰り返しの内容となるが、本年度のいじめ調査については、これまでに誰も経験したことがない生活環境下における実施となった。新型コロナウイルス感染症予防のための臨時休業により、家庭での生活時間が増加し、授業日数が短縮された1学期や短縮された夏季休業日など、多くの変化を余儀なくされ、それに伴い、児童生徒の生活環境も例年と大きく異なった。今回のいじめ調査の結果についても、それらの環境の変化に影響を受けたものと捉える必要があると考えている。調査によって把握できたいじめ事案の丁寧な対応と同時に、調査だけでは把握できていない現状があるのではないかと絶えず危機意識を持ちながら、日々の児童生徒の指導に当たっていく必要がある。

今後とも、子どもたちを取り巻く環境の変化に伴い、起こり得る様々ないじめ事象に対して、各学校や市町（組合）教育委員会、家庭、地域と連携して対応を進めていきたい。

【質疑応答】

○ 千委員

態様①において「ひやかしやからかい」と「悪口や脅し文句」が同列の態様になっているのは違和感を受ける。「ひやかしやからかい」がイコールいじめではないように思える。

また、態様③の「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。」も線引きが難しい。

小・中学校のアンケート調査結果において、同①や③への回答が多くなるのは、そうしたことが要因ではないかと思う。

冷やかしやからかいを全ていけないことと捉えれば、大人でも生きづらくなるような感じがする。

○ 山口指導部長

委員御意見のとおり、子どもたちの人間関係の中で「いじり」などで仲間として意識されているという状況はあると思うが、そういったことにより嫌な思いをしたことはあるかという調査である。

例えば、グループで遊んでいるときに嫌だと思ったことがあれば、こうした回答を行っているため、こうした件数になっていると思う。

○ 橋本教育長

いじめの定義については、以前と変わってきており、滋賀県大津市で発生した事案により、いじめの芽から幅広く捉えようとしてきている。

委員御意見のとおり、このような態様がいじめに当たるのかと思えるところがあるが、それが本当のいじめに変わっていく可能性があり、こうした調査を行っている。

おそらく小学校と中学校で件数に随分差があるのは、委員御意見のとおり、中学生となると常識的な判断を行い、単なる「ひやかし」だけでは回答しないからだと思う。もっと厳しい「悪口、脅し文句」等について自分の判断で回答するのだと思う。

一般的な感覚から見れば、中学校の調査結果がいじめに値するという捉え方ができると思う。

○ 千委員

低学年の児童に対し、こういうことで嫌な思いをすれば、いじめだよと吹き込まなくてもよいのではないか。自身でいじめと認識すればよいのであって、周りがこれもいじめの一つですとわざわざしなくてもよいのではないかと思う。

○ 小畑委員

先ほどの委員御意見のとおり、いじめ調査と断定するような調査名に違和感があり、いじめ調査として実施するため、子どもたちは、これらの態様が全ていじめであると感じるのではないか。

態様⑤の「金品をたかられる。」、同⑥の「金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。」、同⑦の「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。」、同⑧の「パソコンや携帯電話・スマートフォンで、誹謗中傷や嫌なことをされる。」については、犯罪にも当たり、全くのいじめである。

そして、いじめの予兆は、同①、態様②の「仲間はずれ、集団による無視をされる。」、同③であり、各態様によって重大さにかかなりの差があると思うが、

アンケート調査の態様は全国共通か。京都府独自のものか。

○ 山口指導部長

全国共通である。

○ 小畑委員

犯罪に当たるような態様⑤⑥⑦⑧が全国の値と比べ、京都府がどうなのかということが問題であって、調査結果の件数全てを全国と比較してもあまり意味がないと思う。

態様の①から⑨まで全てを吸い上げ、多くの予兆を把握した上での対策が、どのように実際のいじめの減少につながっているか、そうしたことを見ていくことが、いじめ対策の成果ではないかと感じる。そういうことはできないのか。

○ 橋本教育長

他府県と比較してどうなのかというのは難しい。最近は京都府に近い形できめ細やかに拾い上げる県が増えてきたが、区分ごとに見ても同じような捉え方で拾い上げているかどうかの信頼性はない。極論すると、件数にはあまり意味がないのではないかなと思う。

意味があるとすれば、要支援や要指導がどれだけあり、その1件1件をしっかりと見て解決を図っていくということである。

他府県の件数と比較して多い少ないと言っても、どれほどの値打ちがあるのかというような印象を持っている。

○ 小畑委員

確かに他府県と比較しても意味がないと思うが、態様⑤⑥⑦⑧に対する回答は問題である。

○ 橋本教育長

⑧は「嫌なこと」という文言が入っており、同⑧が全て一般的に言ういじめかどうかは、割合としてはおそらく高いと思うが、更にこれを細かく見るというのは現実的には厳しいという気がする。

○ 小畑委員

態様⑤⑥については、明らかに問題であり、この回答にどのように対応しているかということは、新型コロナウイルス感染症の影響とは関係なく、掘っておく必要があるのではないかな。

○ 山口指導部長

調査結果に対しては、学校で子どもに聞き取りを行い、どのように対応するか検討されている。未解消における見守り・要支援・要指導についても、児童生徒との面談の中で、どのようにしてほしいかということ聞き取り、ある程度、学校として判断する材料にしているところもあり、委員御意見のとおり、態様⑥などは明らかにしっかりした指導を行うものであり、しっかり学校で対応できていると思っている。

○ 藤本委員

このいじめ調査は、早期発見、早期解決という意味では、一つの手法としては良いと思うが、一つ危ないと思うのが、数字というのは客観性を持つような真実を出していると思ってしまうところである。

私としては、アンケート調査に出ていない事象がむしろ危険であると思っており、低学年は思ったことを回答するが、中高生等は対人関係で本当は嫌だが言えないことや、圧力をかけられ言えないこともあり、その方が悪質であり、

こうした調査だけに偏ってしまうと本当に重大な事案を見逃しかねない。

学校現場は分かっておられると思うが、そうした事への配慮、学校への指導などはどのようにされているのか。

○ 山口指導部長

委員御意見のとおり、この調査で出てこないものをどのように拾い上げていくかは課題である。特に中高生等は上手く拾いにくいところはあるが、それについては、緊張感・危機感を持って、日々の生徒との接触の中でしっかりと拾い上げることに注視し、普段から見ておくことで変化に気付くかどうかということが重要であり、そのように現場にも指導している。

○ 安岡委員

スクールミーティングで伊根町に行ったが、伊根町の小学校では9件の認知があり、一方、中学校はゼロである。同町の子どもたちがいじめをするとは思えず、先ほどからの御意見のとおり、件数の問題ではないと思う。

いじめの態様や大きさにより個々の子どもたちが精神的な圧迫を感じるのであり、そういうところをしっかりとケアしていかなければならない。現場は大変だと思うが、決め細やかにそういった児童生徒に対するケアをお願いしたい。

○ 安藤委員

態様④は大人であれば暴行罪で逮捕されるような事象であり、同⑤⑥ももちろん犯罪である。小学校においては「1,000円拾いました。皆さんどうしますか。」というような警察官OBによる非行防止教室などが行われているが、実施状況はどうか。

○ 栗山学校教育課長

令和元年度は小学校で95.1%、中学校で99%、高校は87%実施している。

○ 安藤委員

小学校はもちろん、中学校でも継続して実施することをお願いするが、高校においては体育の時間中に窃盗なども実際にあるため、小さいときから積み重ねていくことが重要なので引き続きよろしくをお願いしたい。

(4) 議決事項

- ア 第36号議案 令和2年度京都府教育功労者表彰の被表彰者について【非公開】
- イ 第37号議案 令和2年度京都府教育委員会附属機関の委員等表彰の被表彰者について【非公開】
- ウ 第38号議案 令和2年度京都府公立学校優秀教職員表彰の被表彰者について【非公開】

(5) その他

- ア 公開しないこととする議決について

(京都府委員会会議規則第15条第1項第1号)

議決事項ア・イ・ウについて、全出席委員異議なく、公開しないこととすることに議決

(6) 閉会

教育長が閉会を宣告

